

被災者支援の拡充等について

- 3-1 氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の拡充について（都市計画課）
- 3-2 被災した合併処理浄化槽復旧に係る支援の拡充（上下水道課）
- 3-3 被災した農業用施設復旧に係る支援の拡充について（ふるさと整備課）

氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の拡充について

1 背景、経緯及び効果

被災者が実施する液状化被害等の対策工事に対する支援制度として、国、富山県の支援制度拡充に合わせ、本市の氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費支援制度を改定し、被災した住宅についても住宅の耐震改修と合わせて、液状化被害等への基礎地盤補強・傾斜対策工事に対する補助を可能とするもの。

2 事業概要

【支援事業拡充の概要】

対象建物：準半壊以上のり災証明を受けた、在来軸組工法による2階建て以造住宅で、耐震診断の総合判定が1.0未満のもの

対象内容：①耐震改修（耐震改修と合わせ基礎補強工事又は沈下・傾斜対策工事）
②建替え（耐震改修と合わせて基礎補強工事）

【補助率】

補助率は対象経費の4/5（上限1,200千円）

	従来の補助対象		補助対象拡充分	
補助対象	旧基準木造住宅（旧耐震）		被災住宅（旧耐震・新耐震とも）※2 ※り災証明が準半壊以上で、耐震診断の総合評点が1.0未満のものに限る。	
	耐震改修	耐震改修のための 計画策定業務※1 (同一年度内に耐震改修を開始するものに限る。)	耐震改修 (基礎補強工事又は沈下・傾斜対策工事を含むものに限る。)	現地建替え (基礎補強工事を含むものに限る。)
補助額	対象経費の5分の4 (上限1,000千円)	対象経費の3分の2 (上限200千円)	対象経費の5分の4 (上限1,200千円)	対象経費の5分の4 (上限1,200千円)

※1は震災前に拡充を予定していたもの（当初予算計上済 10件分）

※2は震災後に制度改正により拡充をするもの

3 予算の概要と財源について

【予算の概要】

R6当初予算計上 1,200千円×10棟＝12,000千円

今後予定件数 50棟予定

【財源】

国1/4、県1/2、市1/4（一般財源 特別交付税措置50%）

被災した合併処理浄化槽復旧に係る支援の拡充について

1. 背景、経緯及び効果

令和6年3月19日付けで国の「浄化槽設置整備事業実施要綱」に「浄化槽災害復旧事業」が新たに追加されたことから、「氷見市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」等の補助額や対象経費等を見直し、支援を拡充することで、市民の負担軽減を図るもの。

2. 事業概要

(1) 事業の対象

- ①災害により被害を受けた浄化槽を原形に復旧するもの
- ②災害により被害を受けた浄化槽を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な設備を設置するもの
- ③宅内配管は補助対象外

(2) 事業の対象経費

事業に要する費用を助成するために必要な経費

(3) 基準額（補助額）

事業に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額（全額）

財源内訳：国 1/3 県 1/3 市 1/3

地方負担分には、特別交付税措置あり

(4) 全体事業費（今後の見込み額）

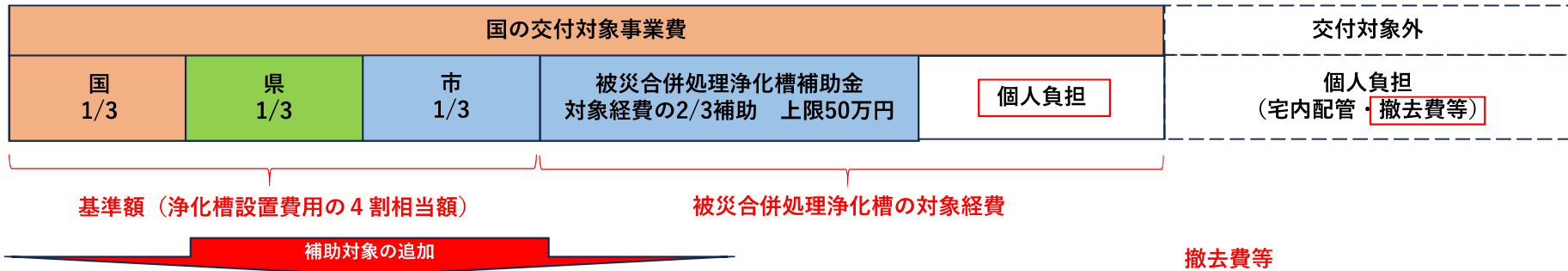
- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 槽の入替 | 2,100 千円×35 基=73,500 千円 |
| ② 槽の据え直し | 900 千円×76 基=68,400 千円 |
| | 計 141,900 千円 |

3. その他

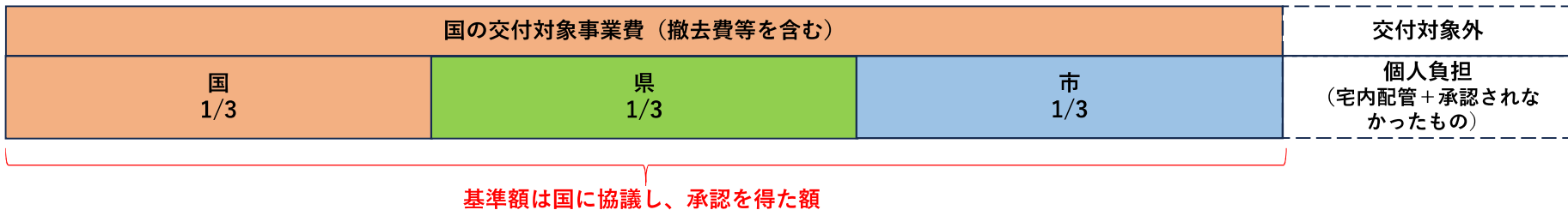
これまで補助対象とならず個人負担となっていた経費に対する補助については、公平性の観点から実施する方向で検討する。

合併処理浄化槽の復旧補助

災害に伴い故障した合併処理浄化槽の更新（入替）



国の要綱改正に伴い、被災合併処理浄化槽補助金を廃止し、国の浄化槽災害復旧事業に切り替える



補助対象	改正前	改正後
更新に伴う費用	浄化槽の設置費用について4割相当額 + 被災合併処理浄化槽補助金	環境省と協議し、承認を得た額 (撤去費等を含む)

被災した農業用施設復旧に係る支援の拡充について

1 背景、経緯及び効果

令和6年能登半島地震により農業用施設の被害が広範囲で確認されていることから、被災した農業用施設のうち、国の災害復旧事業などで採択されない地元が施工する小規模な農業用施設の復旧に対する支援制度を新たに設け、農業用施設の早期復旧を目指す。

2 概要

現行の市単土地改良事業費補助金制度に、新たに令和6年能登半島地震により被災した農業用施設の復旧事業費を補助対象として加える。

区分	現 行	拡 充 後
対象経費	(1) 農業用施設の改良	(1) 農業用施設の改良 (2) 令和6年能登半島地震により被災した農業施設の復旧
補助率	(1) 40/100	(1) 40/100 (2) 80/100
限度額	(1) 40万円	(1) 40万円 (2) 80万円

※ 令和6年4月1日から適用

※ (2)については令和7年3月31日までの特例措置

